（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　稚内空港事務所、函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6　函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

7～11　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3　百里空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　稚内空港事務所、函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6　函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

7～11　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）